

埼玉建設業健康保険組合  
令和6年3月15日

事業主様

埼玉県建設業健康保険組合  
理事長 小川 貢三郎  
(公印省略)

## 任意継続被保険者標準報酬月額上限改定について

平素より当健康保険組合の事業運営につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、任意継続被保険者の健康保険料の算出基礎となる標準報酬月額については、健康保険法第47条第1項に基づいて「資格喪失時の標準報酬月額」または「当組合の9月30日における全被保険者の平均(上限)」のいずれか低い額が適用されてきました。

この度、当組合の規約変更によって、令和6年4月1日から同条第2項に基づき資格喪失時の標準報酬月額で保険料を算出することとなりました。

それに伴い、任意継続被保険者の健康保険料の上限が実質廃止となり、令和6年4月1日からは全ての任意継続被保険者に対して資格喪失時の標準報酬月額が任意継続保険料額の算出に適用されることとなりますので、任意継続保険に加入希望する方に周知の程よろしくお願いいたします。

この件につきまして、ご不明な点は当健康保険組合(048-864-9731)までお問い合わせください。